

文化課

☎97314400

①出張講座「勝連グスクから眺める勝連南風原」

勝連城跡とその周辺の歴史的景観を中心に解説します。現在の勝連南風原と古地図の資料を勝連城跡から眺めて比べ、地域を再発見しましょう。

【とき】 11月6日(木)

午後2時～午後3時30分(勝連城跡休憩所に午後2時集合)

【ところ】 勝連城跡

【定員】 30人程度

【参加費】 無料

【申し込み方法】 事前に市立石川歴史民俗資料館へお申し込み下さい。

【お問い合わせ】

市立石川歴史民俗資料館

☎965138866

②出張講座「南風原村文書を読む!!」

南風原村文書と南風原村地籍図の内容をわかりやすく説明します。市民が親しみやすいトピックを選んで紹介しますのでぜひ勝連南風原公民館までお越し下さい。

【とき】 11月3日(月) 午後2時～3時

【ところ】 うるま市勝連南風原公民館

【定員】 30人程度

【参加費】 無料

【申し込み方法】 事前に市立石川歴史民俗資料館へお申し込み下さい。

【お問い合わせ】

市立石川歴史民俗資料館

☎965138866

③うるま市文化財案内人養成講座

世界遺産の勝連城跡をはじめ、本市の文化財を活用し、学校教育及び生涯学習の振興に努め、文化財を広く発信するため、文化財案内人養成講座を開催します。

①11月6日(木)

「勝連グスクから眺める勝連南風原」

【講師】 輝広志・島袋亜莉沙

②11月13日(木)

「勝連城跡めぐり」 【講師】 宮城伸一

「勝連城跡の最新情報」 【講師】 横尾昌樹

③11月20日(木)

「勝連城跡等の昔話」 【講師】 宮城昭美

「伊波普猷の『阿麻和利考』について」

【講師】 前田一舟

④11月27日(木)

「実地研修・修了書授与式」

【講師】 ガイドの会スタッフ

【とき】 右記の午後2時～4時 ※4回講座

【ところ】 勝連城跡および市内資料館

【対象】 市内に在住または勤務する一般人

【定員】 15名 【参加費】 無料

【申込期間】 10月1日(水)～11月5日

※午後4時まで

※定員に達ししだい締め切り

【申込方法】 左記までお電話ください。

【お問い合わせ】 海の文化資料館

☎97818831

商工観光課 ☎96515634

沖縄県対米請求権事業協会地域活性化助成事業「はまひが体験まつり」の開催について

「はまひが体験まつり」～琉球開びゃく伝説の島☆魅力体験～を開催します。

神聖な岩場へ小舟に乗って現役漁師さんが案内してくれるツアーを始め島

エイサー体験、島のもずくを使った「も

ずくわんご大会」、島で活躍する若手デ

ザイナーさんによるアクセサリー作り

体験、月桃化粧水作り体験など、お子

様からお年寄りまで楽しめるイベント

を用意しています。

※当日のプログラムに変更が生じる場

合があります。

【とき】 11月1日(土)～3日(月)

午前10時～午後5時まで

【ところ】 旧浜中学校 旧比嘉小学校

ほか浜地区集落内

【お問い合わせ】

一般社団法人 ファーマーズ

☎88013241145002 (担当：喜多川)

企業立地雇用推進課

☎96515611

うるま市シルバー人材センター会員入会説明会のご案内

「市内に居住する健康で働く意欲のある60歳以上の方であれば入会することが出来ます。センターは、公共団体や民間企業、一般家庭などから臨時的、短期的な仕事を引き受け、会員の希望に応じて提供します。」

【とき】 毎月20日 午前10時から

※土日、祝祭日の場合は翌日になります。

【ところ】 うちゅう具志川じんぶん館

1階(市民活用室)

【お問い合わせ】 うるま市シルバー人材

センター ☎97212697

那覇県税事務所不動産合同公売について

県税の滞納処分として差し押えた財産(不動産)について、下記のとおり、入札による売却(公売)を実施します。詳細は県ホームページをご覧ください。

【公売日】11月11日(火) 午後2時(受付午後1時～)

【公売実施場所】沖縄県南部合同庁舎 5階会議室

所在	見積価格	公売保証金
与那城伊計仲原1937番	評定中	見積価格の10%以上

※「買受適格証明」が必要です。

申請書提出期限は10月10日(金)となります。

(申請場所 うるま市石川庁舎1階 うるま市農業委員会)

※事情により、公売を中止する場合がありますので、事前にご確認下さい。

【お問い合わせ】沖縄県那覇県税事務所 ☎867-1749

沖縄労働局よりお知らせ

【最低賃金額改正のお知らせ】

沖縄県最低賃金は平成26年10月24日から「677円」に改正施行されます。沖縄県内で働くすべての労働者及び使用者に適用されます。「必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も」※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

労働基準部 賃金室 ☎868-3421

【年次有給休暇の取得促進について】

いい仕事を生むためには、自分休暇が必要です。10月は、年次有給休暇の取得促進期間です。年次有給休暇を計画的に取得して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りましょう。

労働基準部 監督課 ☎868-4303